

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

大楓 雷山・千如寺大悲王院

樹齢約400年、福岡県の天然記念物



糸島市雷山の千如寺大悲王院に出掛けました。

このお寺のご本尊は、十一面千手千眼観世音菩薩。境内には樹齢400年の大楓が、すっかり色づき、たくさんの善男善女がお参りにでかけていました。



助成金情報

両立支援等助成金「女性活躍加速化コース」

これは、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍を促進するための助成金。管理職への女性の登用の「数値目標」及びその「数値目標」の達成に向けた取組内容等を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、行動計画に沿った取組の実施、「取組目標」と「数値目標」の達成

によって助成する制度で、目標達成の段階に応じて、以下の2つのコースがあります。

1. 加速化Aコース
(数値目標を2つ以上達成した場合)
・助成金の額38万円
2. 加速化Nコース
(取組目標を達成した上で、その数値目標を達成した場合)
・助成金の額28.5万円
・女性管理職比率が上昇し、かつ15%以上となった場合の助成額は、47.5万円



法改正情報

「労働者災害補償保険法」

複数の会社等に雇用されている労働者の方々への労災保険給付が変わります。

(施行日：令和2年9月1日)

改正された内容は、業務上のけがや病気になった労働者の方、お亡くなりになった労働者のご遺族の方にたいし、以下のとおり改正されました。

補償される給付額等の額が、すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に決定されます。

また、すべての勤務先の負荷(労働時間やストレス等)も総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断するようになります。

相談や問い合わせはお気軽に

「人事労務通信」は、毎月200通ほど発行し、発送しています

今日は、福智町の保育園に出かけ、相談のあと、

「通信」を送ってほしいと要望がありました。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

Eメール : akiko@b-souken.com

健康保険の「限度額適用認定」の方法

Q&A

Q： 家族を健康保険の被扶養者にしてはいますが、「医療費の限度額認定」の申請を行うことはできますか？

A： 入院や通院で医療費が高額になる場合、窓口での支払いが一定の金額までとなる「健康保険限度額適用認定」の申請をすることができます。

Q： 6月より入院をしていますので医療費が高額負担となり困っていますが、6月から遡及して認定申請は可能でしょうか？

A： 残念ながら、「限度額適用認定証」の交付は、申請書受付日より前の月については、交付されません。

Q： では、「申請月以降の申請でなければ、認められない」ということでしょうか？

A： 原則としては、そのとおりです。但し、医療機関との約束で「支払いを待って頂いている」などの特例があれば、特例期間については、認定されることがあります。

Q： その際は、どんな手続きが必要ですか

A： 「限度額認定申請書」に医療機関の名称を付した上で、特例にあたる内容を明記する必要があります。

※自己負担限度額は、被保険者の所得区分によって決められており、医療機関に限度額適用認定証を提示することで、同一の月において、それぞれの医療機関ごとの窓口での一部負担金等の支払額が、限度額に抑えられます。

※その他、詳細は、お尋ねください。

シチメンソウが紅葉 佐賀市東与賀町

4年振りに佐賀県東予賀海岸の「シチメンソウ群生地」を訪れました。

干潟に広がるシチメンソウの紅葉とムツゴロウやトビハゼ、シオマネキなどの生物が多

数生息している姿を見ることができました。



この東与賀海岸は、平成27年5月に国際的に重要な湿地として「ラムサール条約湿地」に

登録されています。

今日まで地域挙げての保存活動が推進され、渡り鳥であるシギ・チドリ類の飛来数は日本で、クロツラヘラサギやヅクロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の渡りの中継地・越冬地となっています。



あとかき

年を重ねる毎に、月日の流れは速く感じると言われるかもしれませんが、本当に1年間が、あっという間に過ぎる感覚があります。



でも、今年の1年は、違います。コロナ禍で何となく思い通りに過ごせない、不自由な日々が続いているせいなのでしょうが、「1年が過ぎようとしている」のに、何か忘れ物をして来たような感覚が残っているのです。

皆様は、どのように感じておられますか？あと1カ月余りで、振り返ってみても結論は出ないのかもしれませんが、来年につながる希望を見出したいなと思っています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com